

(お知らせ)

本格除染の発注について (富岡町)

除染特別地域（環境省が直接除染を行う地域・11市町村）のうち富岡町について、5月2日に、本格除染の事業者の公募（入札公告）を行いましたので、お知らせいたします。

受注者の決定は6月下旬を予定しており、準備作業を経て仮置場への搬入の準備が整い次第、順次本格除染を始める予定です。

1. 概要

平成24年1月1日に全面施行された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下「特措法」という。）により、除染特別地域における除染等の措置等は、特措法第28条に基づき市町村ごとに策定する「特別地域内除染実施計画」に従って進めることとされています。

今般、仮置場の確保や除染工事の発注に必要な情報が整った富岡町の一部の行政区について、平成25年12月26日に公表した「特別地域内除染実施計画（富岡町）」に基づき、本格除染の発注を行うこととなりました。

2. 対象地域

富岡町のうち環境省が直接除染を行う地域

※平成26年度富岡町除染等工事(その2)

富岡町大字本岡の一部、大字大菅の一部、大字上手岡の一部(住宅建物等約161ha、舗装道路・未舗装道路約34ha、農地約342ha、森林約100ha(森林については住宅及び農地近傍約20m以内))

平成26年度富岡町除染等工事(その3)

富岡町大字小良ヶ浜の一部、大字本岡の一部、夜の森南3～5丁目及び小浜(住宅建物等168ha、舗装道路・未舗装道路約24ha、農地約146ha、森林約44ha(森林については住宅及び農地近傍約20m以内))

富岡町については、平成 25 年度富岡町除染等工事（その 1）（富岡川南側）と併せて町全域の本格除染等工事の発注が完了することになります。（帰還困難区域を除く）

3. 入札方式

施工体制確認型の総合評価方式（※）

※ 入札者の施工体制を確認しつつ、価格と技術点を総合的に評価して落札者を決定する方法。技術点の評価項目としては、新技術の提案、地域配慮、大量の作業員の確実な確保や安全管理の方法を規定。

4. 今後のスケジュール

5月2日（金）	入札公告
5月16日（金）	質問提出期限
5月29日（木）	入札参加資格等の申請書等の提出期限
6月9日（月）	参加資格確認結果の通知
6月23日（月）	入札書の提出期限
6月23日（月）	開札

※ 開札後、施工体制の確認等を経て、落札者を決定し契約します。その後準備を行い、除染の同意をいただけたところから順次除染作業に着手します。

<問合先>

福島環境再生事務所

代表：024-573-7330

除染対策第一課長：加藤 聖

室長：水原 健介

担当：正木 義庸